

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第511回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良県最低賃金の答申額に対する異議申し立て 1 (奈良さわやかユニオン)	
No. 2	奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書 2 (奈良県労働組合連合会)	
No. 3	奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書 4 (ならコープ労働組合)	



奈良労働局長 殿

2024年8月13日
奈良県天理市守目堂町96-1
奈良さわやかユニオン
委員長 福井 義博



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示（令和6年8月5日）に基づき、奈良県最低賃金の答申額は低すぎるため、異議を申し立てます。

異議申立の理由

1 本年度の奈良県の最低賃金50円の引き上げは、5.34%の引き上げであり、年間の物価上昇率3.1%を上回ったことは評価する。しかし、もともとの基準が低すぎるのであり、年間2000時間働いても、1,972,000円と200万円以下の賃金となる。年収200万円以下は、ワーキングプアと呼ばれ、働いていても生活保護水準以下の生活しかできない。再度協議して、答申額を引き上げるべきである。

2 都会と地方の地域間格差を固定しており、若者の人口流出が止められない。ひいては地域経済の衰退を招く。全国一律にすべきと考えるが、現実的には、数年の経過措置を設けることとして、Aランクとの格差を埋められる答申額にすべきである。ただし、最低賃金の引き上げに伴い、零細・中小企業への支援は欠かせない。業務改善助成金はまだまだ利用しにくいので、奈良県の地元企業が利用しやすい制度は何か、調査をしていただきたい。

3 審議の核心部分が公開されていないため、なぜこの答申額になったかわからず、大多数の労使双方は異議申し立ての機会を失っている。審議を公開して、奈良県民の世論に配慮しながら再度審議すべきである。





奈良労働局
局長 橋口 忠 殿

2024年8月20日

奈良県労働組合連合会
議長 松本 俊一



奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

8月5日、奈良地方最低賃金審議会は、50円の引き上げで時間額986円との答申を行ないました。今年の中央審議会はABCランクいずれも50円との目安を示しました。近畿圏はAランク（大阪）とBランクに属しており、1000円を超える地方は6つのうち4つとなり、奈良県は1000円を下回る結果となりました。目安に対しプラスを答申した地方が22（8月17日現在）で、1～8円のプラスを示しています。近畿ではBランクの兵庫が3年連続で目安+1円を答申し、大阪、京都との格差を縮め、1052円としています。各地方の審議会の判断で格差解消する方向で、目安に上乘せする努力がなされました。

奈良においては、従来から課題となっている近畿圏内での格差については、根本的な改善にはつながらず、1000円以上になっている府県から見ると、その差は目立つものとなりました。最低賃金を大幅に引き上げ、早期に格差是正、賃金改善となるよう求めます。

日本の賃金は、国際的にも低く抑えられ続けてきたことが、国民には周知のこととなっています。国際的に労働者の移動がおこなわれている現状の下、若者が時給の高い海外に働きに行きたいと思うようなワーキングホリデーという制度も知られています。最低賃金の水準は、その地域の賃金レベルに影響します。しかし、単にこれは、最低賃金が地方間格差の問題だけではなく、日本の労働者の賃金水準を底上げするという重大な任務を持っていると言わざるを得ません。

若者は賃金額が低く、奨学金の返済に追われ、親からの独立を躊躇します。時間給で働く非正規労働者も貯蓄ができず、いずれ受け取る年金支給額にも影響するといわれています。全労連が27の地方で調査した最低生計費試算調査（2022年6月）では、単身で生活するために必要な賃金は、月額で約24万円、月に150時間労働とする計算で1500円以上は必要となります。これは都市でも地方でも同じという結果です。

地方経済の疲弊、賃金水準の高い都市部への働き手の流出の問題も解決の糸口が見えませんが、今回の答申は、1000円に到達せず、低いものです。ましてや1500円なければ人間らしい生活ができない、それは都市や地方に拘わらず、日本のどこに住んでいても、残業無しで安心して暮らせる賃金を得たいというのは、働く人たちの切実な願いです。よって、強く大幅な引き上げに向けての再審議を求めます。



奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来を左右する最低賃金が果たす役割は大きく、労働者の賃金改善の期待が高まっています。最低賃金大幅引き上げの社会的貢献度を斟酌し、再審議を求めます。

記

1. 今年の答申で示された986円は、1000円に及ばず、格差と貧困を解消する額とはなりません。大幅な引き上げを求めます。
2. 早期に全国一律最低賃金制の確立で、地域格差解消の実現を求めます。
3. 大阪、京都、兵庫、滋賀は1000円を超え、近畿圏内で奈良県との格差が拡大しています。1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再審議を求めます。
4. 地域経済の活性化のため、対策を苦慮する中小企業への支援金の増額や支援策の強化、相談窓口の拡充などを意見として国に上げるよう求めます。

以上

2024年8月20日



奈良労働局 殿
奈良地方最低賃金審議会 殿

ならコープ労働組合
執行委員長 松本 俊一



奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改定にあたって、審議会より答申された引き上げ額は50円と中央最低賃金審議会で示された目安引き上げ額50円と同額にとどまりました。このままでは近隣の大阪府や京都府との格差は縮まらず現状維持のままです。

ならコープは大阪、京都との隣接地に5店舗を構えており雇用関係に大きな影響があります。非正規雇用が多く最低賃金の影響が大きいいため、募集しても人がなかなか集まらず、雇用が安定しません。実際の店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くと言う悪循環が続いています。

奈良県経済を正常に回し活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。その為には、中央目安のランク差を上回って更に1円でも多く引上げその差を縮小していく必要があります。そしてその先に、全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。実際に今年度は、目安引き上げ額を6円上回る答申に踏み切っている県もあります。

また、例え50円引きあがっても奈良県の最低賃金時給はまだ986円です。人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1500円以上が必要です。

このままの引き上げペースでは、来年度でもまだ政府が目標としている1000円にさえ届きません。奈良県地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な引き上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割を強く認識していただき、社会的貢献度を斟酌し、再検討を求めます。

記

- ①今年度の答申で示された986円は、貧困と格差を解消する額とはならず、大幅な引き上げを求めます。
- ②全国での格差は依然そのまま改善されません。近畿各府県レベルでも格差はそのまま、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再検討求めます。
- ④中小企業支援策の強化、地域の経済状況の活性化のための奈良労働局としての提言も含め、検討いただき、その拡充を厚生労働省あてに上げるよう求めます。



以上



令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦



令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記
について、慎重に審議を行った結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・
送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはでき
ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦



令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

(案)

令和6年8月21日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和6年8月5日付け奈労発基0805第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）



令和6年8月21日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和6年8月5日付け奈労発基0805第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

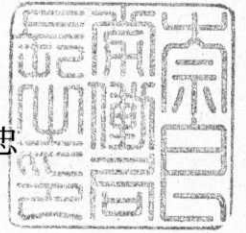


写

奈労発基0821第1号
令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
橋口 忠



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、奈良さわやかユニオン（委員長 福井義博）から2024年8月13日付けをもって、奈良県労働組合連合会（議長 松本俊一）及びならコープ労働組合（執行委員長 松本俊一）から、2024年8月20日付けをもって最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

(案)

令和6年8月21日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日に、貴職から、同月5日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良さわやかユニオン、奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

(案)

令和6年8月21日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

令和6年8月5日付け答申の訂正について

令和6年8月5日付け奈良県最低賃金の改正決定に関する、当審議会の答申について下記のとおり訂正する。

記

答申別紙1記第6号中「法定どおり」を「令和6年10月1日」に改める。

写

令和6年8月21日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日に、貴職から、同月5日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良さわやかユニオン、奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。